

子育て世帯の生活を支援するために 一時金を支給します！



令和2年度 子育て世帯への臨時特別給付金

支給対象者

令和2年4月分(3月分を含む)の
児童手当の受給者の方

※特例給付(児童1人あたり月額5,000円)を受けている人は、対象外です。

支給金額

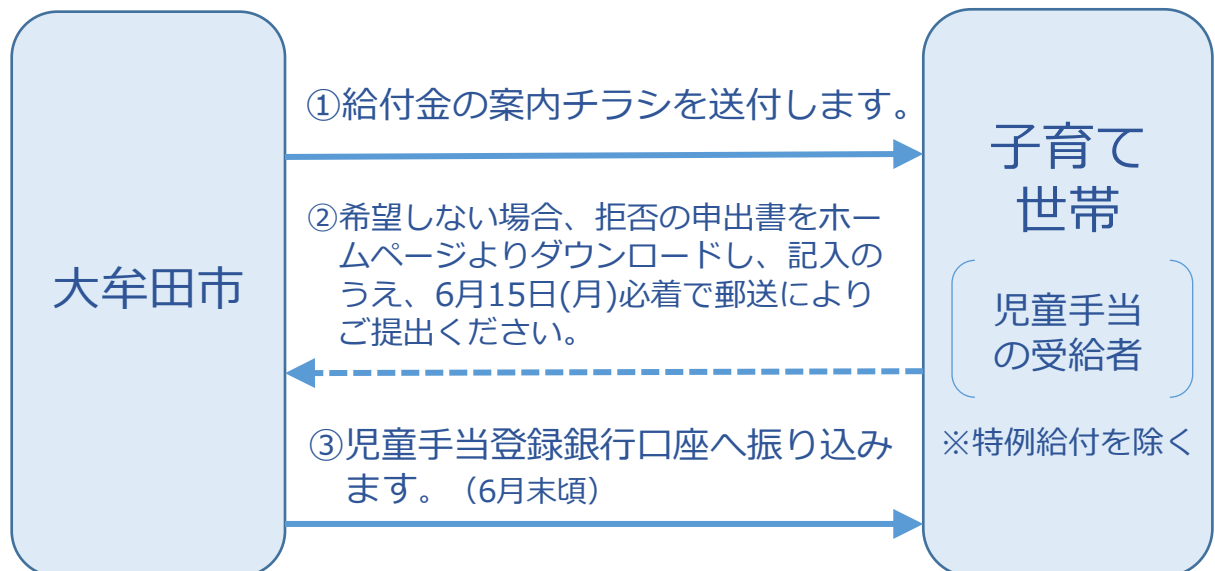
対象児童1人につき、1万円

※4月分の支給対象児童に加えて、3月で中学校を卒業した児童等も含まれます。
※4月以降に生まれた児童は、対象外です。

「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当(本則給付)を受給する世帯(0歳~中学生のいる世帯)に対する臨時特別の給付金(一時金)です。
◎令和2年3月31日時点で大牟田市に住民票があった人が対象です。

原則、申請は不要です。 (公務員の場合は、申請が必要になります。)

大牟田市では、6月末頃に支給する見込みです。



※詳しくは、大牟田市公式ホームページをご覧ください。

Q. いつ頃振り込まれますか？

- A. 公務員以外の方には、児童手当の登録口座へ6月末頃に支給する見込みです。振込が確認できなかった場合には、7月末までにお問い合わせください。
※登録口座の解約等により令和2年12月末までに振込みができない場合は、支給されませんので、ご注意ください。



Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

- A. 「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」は、基準日（令和2年3月31日）時点での居住市町村（特別区含む）から支給されますので、4月1日以降転居された方は、転出元の市町村にお問い合わせください。
※新高校1年生については、令和2年2月29日時点での居住市町村から支給されます。

Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

- A. 令和2年4月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、大牟田市で子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができる場合がありますのでなるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。
子育て世帯への臨時特別給付金を支給する場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。

Q. 子どもが児童養護施設等へ入所中なのですが、どうなりますか？

- A. 児童養護施設等に支給することになります。

お問い合わせは



大牟田市役所 子ども家庭課 子育て支援担当

電話：0944 (41) 2661

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに大牟田市から問い合わせを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに大牟田市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。